

第8節 欧州

1 全般

冷戦終結後、欧州の多くの国では、国家による大規模な侵攻の脅威は消滅したと認識され、欧州域内やその周辺における地域紛争の発生、国際テロリズムの台頭、大量破壊兵器の拡散、サイバー空間における脅威の増大といった事態が新たな安全保障上の課題として捉えられてきた。

こうした課題に対処するため、欧州では、北大西洋条約

機構(NATO)(加盟国28か国)や欧州連合(EU)(加盟国27か国)の枠組の強化・拡大を軸とした安全保障環境の安定化が模索されてきており、また、各国においても、厳しさを増す財政上の制約を勘案しつつ、新たな課題に対処可能な能力の整備が進められている。

2 安全保障の枠組の強化・拡大

1 紛争予防・危機管理・平和維持機能の強化

(1) 新たな役割に必要な体制の整備

加盟国間の集団防衛を中核的任務として創設されたNATOは、冷戦終結以降、活動の重点を紛争予防や危機管理へと移行させており¹、遠方の地域に迅速に展開して多様な任務を遂行し、新たな脅威に対処する能力の強化を目的として、機構改革²やNATO即応部隊(NRF)の整備³をはじめとする軍事能力の改革を進めてきた。

10(平成22)年11月にリスボンで開催されたNATO首脳会合においては、11年ぶりとなる新しい戦略概念⁴が採択され、より効率的で柔軟性のある同盟への改革に向けた、今後10年間の指針が提示された。同文書においてNATOは、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、テロリズム、域

外の紛争・不安定、サイバー攻撃などを主な脅威としてあげるとともに、①NATOの基本条約である北大西洋条約第5条に基づく集団防衛、②紛争予防や紛争後の安定化・復興支援を含む危機管理、③軍備管理・軍縮、不拡散への積極的な貢献を含む協調的安全保障、の3つをNATOの中核的任務と規定している。また、これと同時に採択されたリスボン宣言は、このような任務を達成するために必要となる能力の整備に向けて資源をより効率的に活用するため、多国間アプローチを含む、より低コストで革新的な能力構築手段の検討や、機構改革の推進を継続するとしている。

革新的な能力構築のための取組として、NATOは、「スマート防衛」(Smart Defence)構想⁵を推進している。これは、多国間協調によって、より少ない資源でより確実な

1 北大西洋条約第5条に規定されている集団防衛(域内における集団的自衛)の任務に対し、紛争予防や危機管理の任務は「非5条任務」と呼ばれる。

2 03(平成15)年6月のNATO国防相会合における決定により、地理的な区分に基づいていた従来の戦略レベルの軍事機構を、機能的な区分に基づき、NATOによる作戦遂行全般に責任を持つ作戦連合軍(ACO)と、訓練・教育の実施やドクトリンの研究・構築などを通じてNATO軍事能力の変革および相互運用性の向上に責任を持つ変革連合軍(ACT)の2つへと改編した。また、文民機構については、10(同22)年8月、テロ、大量破壊兵器の拡散、サイバー防衛、エネルギー安全保障などの非伝統的なリスクや課題を取り扱い、国際情勢の分析・予測などを担当する「新規安全保障課題局」(Emerging Security Challenges Division)が国際事務局内に新設され、活動を開始した。

3 NRFは、全世界のあらゆる事態に対応することを任務とし、02(平成14)年より整備が進められ、06(同18)年11月に完全な作戦能力の保有が宣言された。欧州軍団(Eurocorps)や独蘭軍団など、高度な即応態勢下にある多国籍統合部隊の6か月ごとの持ち回りにより運用されている。

4 戦略概念(strategic concept)は、NATOの目的、性格、基本的な安全保障上の任務について規定する公式文書であり、今回で7回目(49、52、57、68、91、99、10年)の策定となる。

5 スマート防衛構想は、11(平成23)年2月のミュンヘン安全保障会議において、ラスマセンNATO事務総長が「緊縮の時代における安全保障の構築」と題した演説の中で提起し、欧州各国における国防費の削減やリビアへの軍事作戦において米欧間の軍事力格差が露呈したことなどを背景に、NATOにおいて推進されている構想である。

安全保障を実現することを目的とした考え方であり、①優先的に投資すべき分野の選別⁶、②加盟国がそれぞれの得意分野に特化⁷、③装備品の共同調達や共同運用の推進、を構想の柱としている。11(同23)年10月のNATO国防相会合において本構想の推進が承認され、12(同24)年2月のNATO国防相会合においては、本構想の主要プログラムである、無人航空機による地上監視(AGS)システムに関する加盟国の費用負担について合意された⁸。12(同24)年5

Alliance Ground Surveillance

月にシカゴで開催されたNATO首脳会合では、NATOの指揮統制のもとで加盟国の迎撃ミサイルやレーダーなどを接続させ、弾道ミサイル攻撃からNATOの諸国民と領域を防衛するミサイル防衛⁹について、暫定的な能力(Interim Capability)¹⁰を獲得したことが宣言されるとともに、路肩爆弾を除去するための遠隔操作ロボットの共同調達、海上哨戒機の共同管理など、20以上の多国間プロジェクトが承認された。



コラム

VOICE

解説

Q&A

スマート防衛について

北大西洋条約機構(NATO)では現在、加盟国の国防費の著しい削減や加盟国間、特に米国と欧州諸国間の軍事能力の格差が深刻化している。現在、NATO加盟国全体の国防費総計の7割以上を米国が占めており、11(平成23)年に欧州主導により行われたリビアにおける軍事作戦では、欧州諸国の作戦遂行能力、特に情報収集・警戒監視・偵察(ISR※)能力の欠如が明らかとなり、これらの能力を米国に依存することとなった。

このような現状を受け、NATOにおいては、ラスムセン事務総長のもと「多国間協調を通じたより少ない資源でより確実な安全保障の実現」を目的とする「スマート防衛」構想が推進されている。NATOは12(同24)年5月の首脳会合において、20以上の多国間プロジェクトを承認した。厳しい財政状況の中、安全保障上の能力をより効果的、効率的に保持するためのNATOのこのような取組については、引き続き注目していく必要がある。

※Intelligence Surveillance Reconnaissance

- 6 10(平成22)年11月のリスボン首脳会合では、ミサイル防衛、サイバー防衛、医療支援、情報収集などを優先的に投資すべき11の重点分野として位置づけた。
- 7 すべての加盟国があらゆる防衛能力を有する必要はなく、それぞれが得意な防衛能力に特化し、それらを同盟国内で共有することを示している。既に行われている具体例として、バルト諸国はNATO内の同盟国に領空の警備を依存し、高価な航空機の購入・維持への投資を断念する代わりに、アフガニスタンにおけるISAFの取組において一定の貢献を果たしている。
- 8 米国の無人航空機RQ-4(グローバルホーク)が米国、ドイツ、イタリアなど13か国により5機購入され、15(平成27)年から17(同29)年にかけて配備される予定である。12(同24)年5月にシカゴで開催されたNATO首脳会合の機会に調達契約が署名された。
- 9 NATOは05(平成17)年以降、射程3,000kmまでの短・中距離弾道ミサイルの脅威から展開中のNATO部隊を防衛することを目的として、ALTBMD(Active Layered Theatre Ballistic Missile Defence)と呼ばれる独自の戦域ミサイル防衛システムの開発を続けており、10(同22)年のリスボン宣言では、このシステムの防衛範囲をNATOの諸国民・領域全体へと拡大することを決定したとしている。
- 10 詳細は必ずしも明らかではないが、迎撃ミサイルやレーダーなどを接続する指揮統制機能が装備され、限定的なミサイル対処能力を獲得したことを指しているものと考えられる。

ループ¹³の待機態勢が整備されたほか、ブリュッセルにEU独自の作戦センターが設置された。09(同21)年には、緊急作戦に限定されていたバトルグループの運用について、その有用性と柔軟性を高めていくこととされた。

EUは、09(同21)年に新設された外務・安全保障政策上級代表¹⁴および同上級代表の補佐機関として10(同22)年に新設された欧州対外活動庁(EEAS)¹⁵のもと、EUおよび各加盟国の政策に一貫性を持たせつつ、互いに相乗作用を生み出すような、より統合されたアプローチを追求するとしている。

(図表 I-1-8-1 参照)

(2) 新たな役割への取組

NATOは、03(同15)年8月から、初の欧州域外での作戦として、アフガニスタンにおける国際治安支援部隊(ISAF)を主導している。10(同22)年11月にリスボンで開催されたNATO首脳会合では、アフガニスタンによる治安主導体制への移行を14(同26)年末までに完了するという行程表に則り支援を続けていくことについて合意し、11(同23)年7月以降、アフガニスタン治安部隊(ANSF)への治安権限移譲を進めている。12(同24)年5月にシカゴで開催されたNATO首脳会合では、13年半ば以降、ANSFがアフガニスタン全域において戦闘任務を主導する一方で、ISAFはANSFへの支援任務に移行し、14年末に治安権限移譲を完了させることで合意した。また、ISAFの任務終了後も、ANSFの訓練、助言、支援を行うなど、引き続きアフガニスタンに関与していくことが確認された。

イラクにおいては、04(同16)年6月以降、イラク NATO訓練ミッション(NTM-I)がイラク治安部隊の訓練を行っていたが、11(同23)年末にイラクでの任務を終了

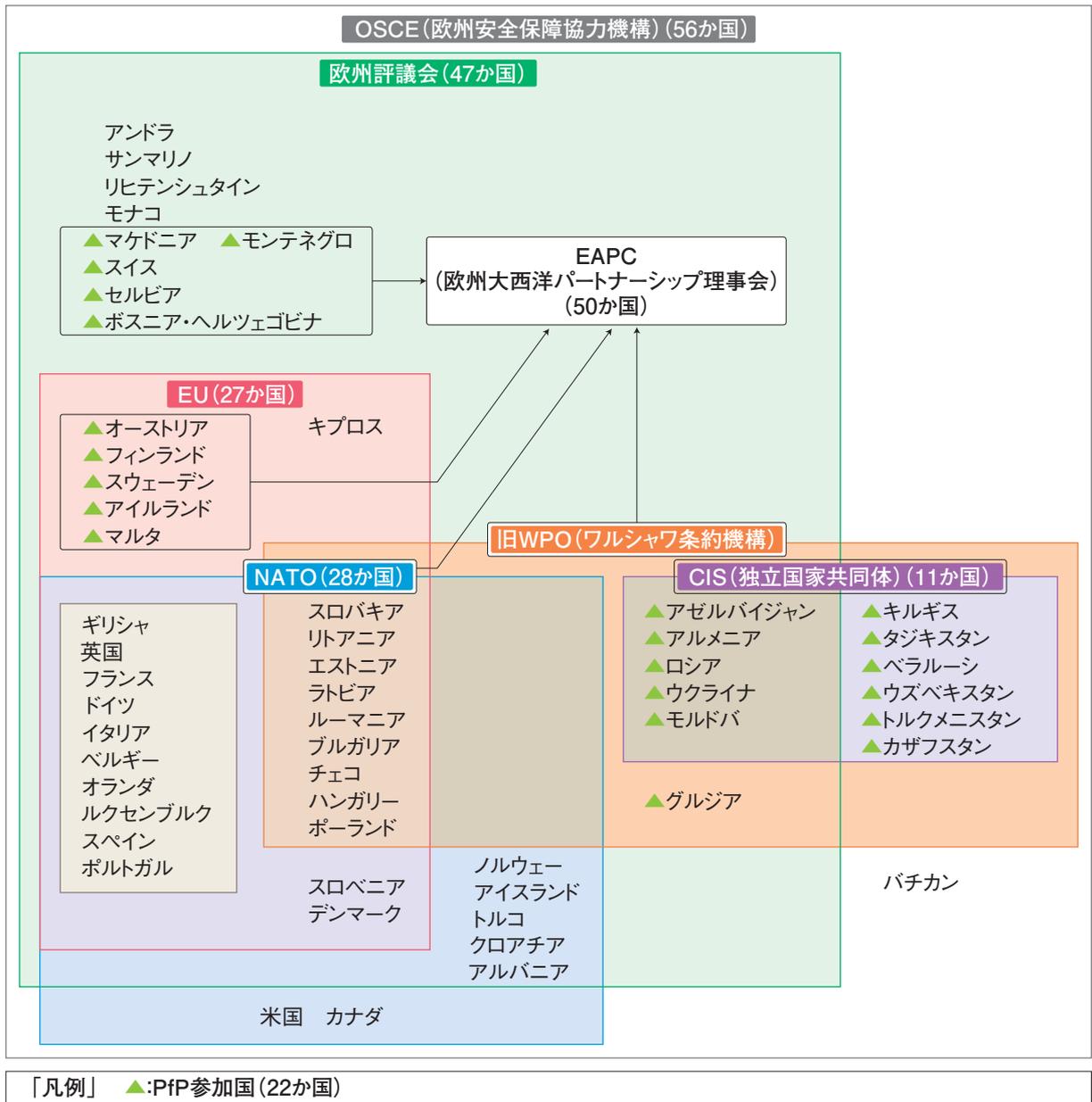
機構改革の推進に関しては、11(同23)年6月のNATO国防相会合において、軍事指揮機構やNATO関連機関の効率化および簡素化についての改革案が承認され、現在これを実施中である¹¹。

EUは、共通外交・安全保障政策(CFSP)¹²のもと、安全保障分野における取組を強化しており、03(同15)年に採択した初の安全保障戦略文書「よりよい世界の安定した欧州」において、新たな脅威に対処する能力を強化し、欧州近隣地域への関与を通じてその安全保障に貢献するとともに、米国やその他のパートナー諸国、および国連などの国際機構と協力しながら、より効率的な多国間主義に基づく国際秩序の形成を先導することを目指すとしている。

また、EUは、NATOとは異なり、欧州の領土防衛を任務とはしていないものの、NATOが介入しない場合において独自に平和維持などの軍事活動を行うため、NATOとの連携強化とともに必要な体制を整備するための取組を進めてきた。07(同19)年1月には、常時2個のバトルグ

- 11 軍事指揮機構に関しては、上級司令部を11個から7個に、司令部要員を1万3,000人から8,800人に削減することとしている。また、作戦に関するすべての上級司令部を、既存の「作戦連合軍最高司令部(ACO SHAPE)」の直轄とすることとしている。NATO関連機関の改革に関しては、現在14個存在する外局機関を装備調達、情報通信、支援の3部門に統合・合理化することとしている。
- 12 EUは、93(平成5)年に発効したマーストリヒト条約において、強制力を持たない政府間協力という性質を有しながらも、外交・安全保障にかかわるすべての領域を対象とした共通外交・安全保障政策(CFSP)を導入した。また、99(同11)年6月の欧州理事会において、紛争地域などに対する平和維持、人道支援活動を実施する「欧州安全保障・防衛政策」(ESDP)をCFSPの枠組の一部として進めることを決定した。09(同21)年に発効したリスボン条約は、ESDPを共通安全保障・防衛政策(CSDP)と改称した上で、CFSPの不可分の一部として明確に位置づけた。
- 13 EUバトルグループ(戦闘群)は、NATOが介入しない場合にEUが主導する平和維持任務などに対応することを任務とし、04(平成16)年より整備が進められ、07(同19)年1月に完全な作戦能力の保有が宣言された。一国または多国間の枠組で構成され、ローテーションで運用されている。
- 14 外務・安全保障政策上級代表は、これまで分散していた外交窓口を一本化し、EUを対外的に代表するものとの位置づけを与えられた。
- 15 EEASは、外務・安全保障政策上級代表の補佐機関であり、アジアやアフリカなどの地域別の部局および開発協力や人権・民主化などのテーマ別の部局から構成され、CFSPの調整および一貫性の確保、ならびに理事会の勧告に基づく政策草案の策定および実行を支援するとされている。

図表 I-1-8-1 欧州の安全保障機構(12(平成24)年4月末現在)



(注) 1 WPOの軍事機構は、91(平成3)年4月をもって解体。政治機構としても同年7月1日に解体議定書に署名、各国議会の批准後解体
2 アルバニアは1968年にWPOを脱退

し、NATOの要員はイラクから撤収した¹⁶。08(同20)年2月に独立を宣言したコソボにおいては、99(同11)年6月以降、コソボ国際安全保障部隊(KFOR)の枠組で治安維持などの任務を継続している。また、リビアにおいては、カダフィ政権による自国民への武力弾圧を受け、11(同23)年3

月に「ユニファイド・プロテクター作戦」(Operation Unified Protector)を開始し、文民保護のためのカダフィ政権側への空爆をはじめ、武器禁輸履行のための船舶臨検、飛行禁止空域の設定・維持などの任務を約7か月間にわたって主導した。

16 NATOは撤収の理由として、NATO軍の要員への刑事訴追免責特権の更新についてイラク側と合意できなかったことを挙げている。

NATOは01(同13)年10月以降、テロとの戦いにおけるNATOの結束と決意を示すとともに、地中海域におけるテロ活動を探知・抑止することを目的として、「アクティブ・エンデバー作戦」(OAE)を行っており、加盟国の海軍から構成される常設海上部隊(SNMG)が、地中海上の監視や民間船舶の護衛、不審船の取り締まりといった任務にあっている¹⁷。

また、欧州諸国は、ソマリア沖・アデン湾での海賊対処活動に積極的に関与している。NATOは、08(同20)年10月以降、SNMGの艦船を同海域に派遣して海賊対処活動に従事させており、09(同21)年8月以降行っている「オーシャン・シールド作戦」では、艦船による海賊対処活動に加えて、要請があった国に対して海賊対処能力強化の支援を行うことも任務としている。EUは、08(同20)年12月から初の海上任務となる同海域での海賊対処活動「アタランタ作戦」を行っており、各国から派遣された艦船や航空機が船舶の護衛や同海域における監視などを行っている¹⁸。

EUは、03(同15)年、マケドニアにおいて、NATOの装備や能力を使用して¹⁹、初めて平和維持活動を主導した。これ以降、ボスニア・ヘルツェゴビナなどの欧州地域のみならず、コンゴ民主共和国、チャドおよび中央アフリカなどの欧州域外へも部隊を派遣するなど、危機管理・治安維持の分野における活動²⁰に積極的に取り組んでいる。

(図表 I-1-8-2 参照)

図表 I-1-8-2

NATOおよびEUにおける能力整備の動向

	NATO即応部隊 (NRF)	EUバトルグループ (戦闘群)
任務	全世界のあらゆる事態に迅速に対応	NATOが介入しない場合にEUが主導する平和維持任務等に対応
編成	・旅団規模の陸上部隊(約4,000名)を中核として、海・空部隊および専門部隊から編成される常設の統合部隊 ・兵力規模:約25,000名	・1,500名規模の部隊を13個編成。そのうち2個部隊が同時に緊急展開可能
能力	・発令後5日以内に展開開始 ・30日間継続して行動	・発令後5日以内に展開開始し、15日以内に展開可能 ・30日間継続して行動
運用	・1年間(陸上部隊の場合、訓練半年、待機半年)のローテーション ・初期投入部隊としての運用を基本 ・任務に応じた分割運用可能	・一国または多国籍の枠組でローテーションにより編成・待機
整備	・02年11月構想 ・03年10月プロトタイプ部隊編成 ・04年10月、初期の作戦能力保有 ・06年11月、完全な作戦能力を達成	・04年6月構想 ・07年1月、完全な作戦能力を達成

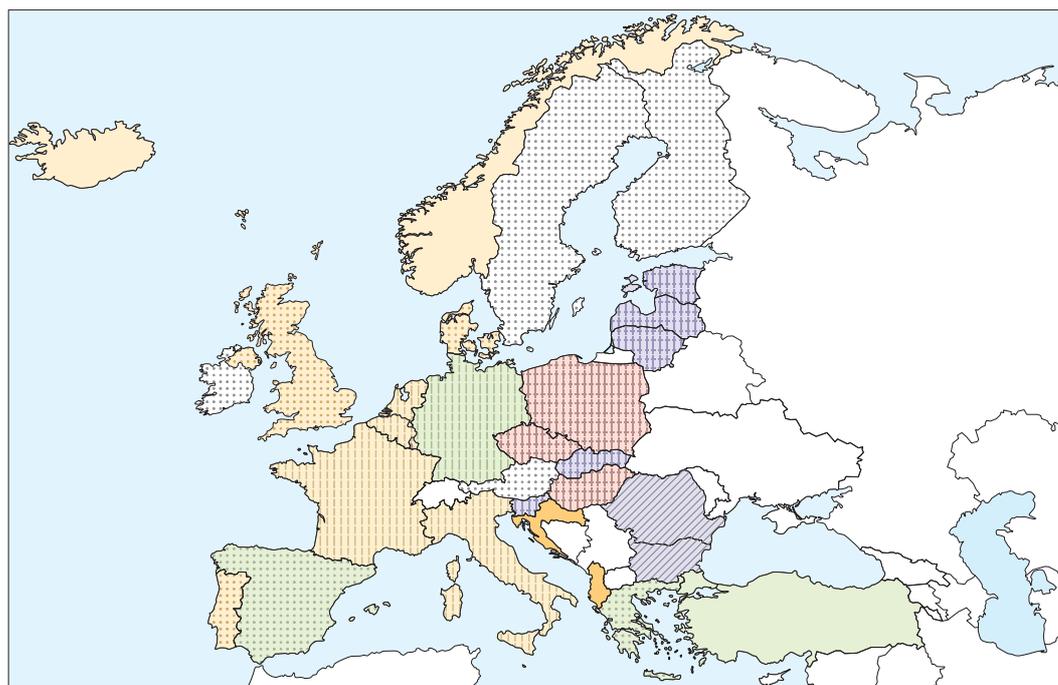
2 安全保障の枠組の地理的拡大とパートナーシップ

NATOは、地域全体の安定を目的として、冷戦終結後いわば安全保障上の空白地帯となった中・東欧地域への拡大を継続してきた²¹。

NATOは、10(同22)年に採択された新しい戦略概念において、価値を共有する欧州諸国に対して、同盟への参加の門戸を完全に開放し続けるとしている²²。さらに、

- 17 同作戦は、01(平成13)年の米国同時多発テロ事件を受けて発動されたNATO初の第5条任務の一つとして展開されているため、原則として加盟国のみ参加とされているが、04(同16)年以降はパートナー国による協力・支援を積極的に受け入れており、10(同22)年末までにロシアやウクライナの艦艇が同作戦に参加した実績がある。また、グルジアが同作戦に人員を供出しているほか、モロッコ、イスラエル、フィンランド、スウェーデンも同作戦を支援する意思を表明している。
- 18 同作戦には、11(平成23)年現在、EU加盟国の部隊が参加しているほか、EU非加盟国であるノルウェー、クロアチア、ウクライナも参加した実績がある。
- 19 02(平成14)年12月、EUによるNATO資産・能力の使用に関するEU・NATO間の恒久的な取極めが成立している。
- 20 ベータスベルク任務と呼ばれ、①人道支援・救難任務、②平和維持任務、③平和創出を含む危機管理における戦闘部隊任務からなる。
- 21 04(平成16)年3月に中・東欧の4か国およびバルト3国(ルーマニア、スロベニア、エストニア、リトアニア、ラトビア、ブルガリア、スロバキア)、09(同21)年4月にアルバニアとクロアチアがNATOに加盟した。また、10(同22)年4月の外相会合において、ボスニア・ヘルツェゴビナが条件付きながら「加盟のための行動計画」(MAP)への参加を認められた。
- 22 リスボン宣言では、現在MAPに参加しているマケドニア、モンテネグロ、ボスニア・ヘルツェゴビナに加えて、セルビアの欧州・大西洋地域への統合を支援するとしているほか、ウクライナ、グルジアについても、既存の枠組(NATO・ウクライナ委員会、NATO・グルジア委員会)において、欧州・大西洋地域への統合を支援するとしている。

図表 I-1-8-3 NATOとEU加盟国の拡大状況



EU原加盟国
 95年までにEUに加盟
 04年5月、EU加盟
 07年1月、EU加盟
 NATO原加盟国
 82年までにNATO加盟
 99年にNATO加盟
 04年3月、NATO加盟
 09年4月、NATO加盟

NATO非加盟の欧州諸国との信頼醸成や相互運用性の向上を目指す「平和のためのパートナーシップ」(PfP)²³、地中海地域の安定を目指す地中海ダイアログ(MD)²⁴などの既存の枠組に加えて、オーストラリアや日本、韓国など世界におけるパートナー(Partners across the Globe)²⁵と呼ばれる各国との関係に見られるようなより柔軟な形態を通じて、域内外の諸国および国連やEUなどの国際機構との協力関係を強化している。

NATOとロシアの関係では、9.11テロ以降、安全保障

上の共通の課題に対処する必要性から、02(同14)年、NATO・ロシア理事会(NRC)²⁶が設立され、テロに対する取組、軍備管理、戦域ミサイル防衛などの分野で対話や協力の模索が続けられている²⁷。

EUについても、04(同16)年にポーランドやチェコなど10か国が加盟し、07(同19)年1月にはブルガリアおよびルーマニアが加盟するなど、中・東欧に加盟国を拡大している。

(図表I-1-8-3参照)

23 94(平成6)年に創設され、NATOと中・東欧諸国をはじめとするNATO非加盟の欧州安全保障協力機構(OSCE)諸国が個別に協力協定を締結している。
Organization for Security and Co-operation in Europe

24 94(平成6)年に創設され、現在7か国(アルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、モーリタニア、モロッコ、チュニジア)が参加している。政治的対話や、NATO関連活動への地中海諸国の参加を通して、地中海地域の安定を目指している。

25 NATOは、新たな安全保障上の課題を含む共通の関心分野において協力を発展させている国やNATOの軍事またはその他のオペレーションに積極的に貢献している国を「世界におけるパートナー」と位置付けている。現在「世界におけるパートナー」に位置付けられているのは、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、アフガニスタン、イラク、パキスタンおよびモンゴルの8か国

26 NRCは02(平成14)年の創設以来、首脳レベルの会談がこれまでに02(同14)年5月(ローマ)、08(同20)年4月(ブカレスト)および10(同22)年11月(リスボン)の3回開催されている。

また、閣僚級(外相・国防相級)・参謀総長級会合がおよそ年2回の割合で開催されている。

27 NATOとロシアの関係に関する詳細については1章4節5を参照

3 多様な事態への対応能力を確保するための各国の努力

欧州では多くの国が、財政状況が厳しさを増す中で、国防費削減に向けた努力を見せており、軍事力の近代化に取り組むと同時に量的な削減や合理化を進め、他国との防衛・安全保障協力、とりわけ兵器の共同研究・開発や共同調達に加え、共同運用にも積極的な姿勢を見せている¹。英国とフランスは10(平成22)年11月の首脳会議において、二国間の防衛・安全保障協力に関する条約と、核施設の共用等に関する条約²に署名し、共同部隊の創設や共同での装備品の運用、訓練、研究開発などを進めていくことで合意した³。このような二国間もしくは多国間アプローチを交えた、各国における国防・軍改革の取組は、今後とも注目される。

1 英国

英国は、冷戦終結以降、英国に対する直接の軍事的脅威は存在しないとの認識のもと、国際テロや大量破壊兵器の拡散などの新たな脅威に対処するため、特に海外展開能力の強化や即応性の向上を主眼とした軍改革を進めてきた。

10(同22)年5月に発足したキャメロン政権は、特にアフガニスタンにおける作戦の長期化による軍の疲弊や、財政状況の悪化にともなう国防費削減圧力の高まりの中で、一貫性のある防衛能力の整備と、将来にわたり持続可能な防

衛計画の策定を目指した。そして、新設した「国家安全保障会議」(NSC)⁴のもと、「戦略防衛・安全保障見直し」(SDSR)⁵を行い、同年10月に、「国家安全保障戦略」(NSS)⁶ととも
National Security Council
Strategic Defence and Security Review
National Security Strategy
とともにその結果を発表した⁵。

NSSは、今後5年から20年の間に具現化する可能性のあるリスクをその蓋然性と影響度の点から網羅的に評価した上で、国際テロ、サイバー空間に対する攻撃、大事故や自然災害、国際的軍事危機の4つを最も優先的に対応すべきリスクとして設定した⁶。そしてSDSRにおいて、アフガニスタンにおける任務や国防予算にかかる制約などを踏まえ⁷、2020年の英軍のあるべき姿を提示し、即応性に応じた柔軟な部隊構成・展開体制を組むことで兵員の負担軽減を図るとともに、兵力や主要装備の削減、調達計画の見直しを進めることとしている⁸。

さらに国防省は、より簡素でより効率的な国防組織の創出、および国防運営費用の大幅削減を目的とし、10(同22)年8月から「国防改革見直し」(Defence Reform Review)を行っており、11(同23)年6月には、官民の専門家から成る国防改革運営委員会が改革への提言をまとめた報告書を公表した。本報告書に盛り込まれた53の提言すべてが国防相により承認されている⁹。現在、14(同25)年4月に改革を完了させることを目標に、各々の提言に対する取組が進められている。

1 10(平成22)年9月には、オランダ、ベルギー、ドイツおよびフランスの欧州4か国が、C-130やA-310といった各国の輸送機および空中給油機約200機を共同で運用する欧州航空輸送司令部(EATC)を創設した。このほかにも、NATO加盟国を中心として、C-17輸送機3機の共同調達・管理・運用を進める戦略航空輸送能力(SAC)イニシアティブや、ロシアおよびウクライナ保有のAN-124大型輸送機2機を共同でチャーターする戦略航空輸送暫定ソリューション(SALIS)などの枠組が創設されている。
European Air Transport Command
Strategic Airlift Capability

2 フランスに放射線映像/流体力学実験施設、英国に技術開発センターを共同で建設・運用する計画に合意している。

3 非常設の共同統合派遣部隊の創設や空母の共同運用、A400M輸送機の共同支援計画の策定および共同訓練、無人機、次世代原潜などの装備の共同研究開発を進めていくことで合意している。

4 首相を議長とし、国家安全保障に関わる主要閣僚と、必要に応じて軍参謀総長、情報機関の長らが出席。新設された国家安全保障補佐官(NSA)
National Security Adviser
が会議全体の調整役を担う。外交、防衛、エネルギー、国際開発その他の国家安全保障に関係するすべての政府部門の所掌任務を最も高いレベルで統合することで、各部門に高度な戦略的指針を提示し、直面する危機への対応策を調整することを任務とする。

5 キャメロン政権は、新しいNSSにおいて、英国を取り巻く戦略的背景を分析するとともに国家の戦略目標を規定し、SDSRにおいて、NSSが示した目標を達成するための方策・手段を規定して、防衛・安全保障に関する一体の国家戦略を構成するものとした。また、今後はNSCによる定期的な見直しのもと、新しいNSSとSDSRを5年ごとに策定・公表するとしている。

6 新しいNSSは、このように戦略的背景を分析した上で、①安全かつ強靱な英国の確立、②安定的な世界の形成という2つの戦略目標を設定し、不安定化要因の根源への対応や必要に応じた同盟国・パートナー国との協力といった8つの国家安全保障任務を設定した。

7 10(平成22)年10月に、NSS・SDSRに続けて公表された財務省による「歳出見直し2010」(Spending Review2010)は、国防費について14-15(同26-27)年までに、アフガン作戦費用などを除いた非前線分野での最低43億ポンドの節減を含めて、実質8%削減するとしている。

8 SDSRは、15(平成27)年までに海軍5千人、陸軍7千人、空軍5千人の兵力削減のほか、国防省文官数の2万5千人削減、現有の空母「アーク・ロイヤル」の即時退役、主力戦車の40%削減、F-35統合攻撃戦闘機(JSF)の調達機数削減などを決定した。また、現在2万人とされる在
Joint Strike Fighter
独英軍を同年までに半数撤退させ、20(同32)年までに残り全てを撤退させるとした。さらに新型空母については、2隻の建造を進めながらも1隻のみを運用することとした。

9 報告書では、国防相を議長とする新しくより小さな国防評議会の創設、事務次官や総参謀長を含む高官の責任の明確化、中央組織のスリム化などが提言されている。

2 ドイツ

ドイツは、冷戦終結以降、兵力の大幅な削減を進めるとともに、NATO域外への連邦軍派遣を積極的に進め、NATOやEU、国連などの多国間機構の枠組において紛争予防や危機管理を含む多様な任務を遂行する能力の向上を主眼とした軍改革を進めてきた¹⁰。

06(同18)年に12年ぶりに発行された「国防白書」においては、連邦軍の中心任務は引き続き伝統的意味における自国防衛および集団防衛であるが、国際テロとの戦いを含めた紛争予防および危機管理がもっとも生起する可能性の高い任務であるとし、連邦軍の能力を上記の任務に適合させるため、軍を介入部隊、安定化部隊、支援部隊という3つの機能別の統合部隊へと再編する¹¹ほか、戦略輸送能力、世

界規模での偵察能力、効率的で相互運用性の高い指揮能力などの強化に資源を重点配分することとした¹²。11(同23)年に8年ぶりに策定された「国防政策の指針」(VPR)においてドイツは危機および紛争の予防・封じ込めに積極的に参加する姿勢を示しており、欧州の域内外における多様な脅威に対応するためには、政府横断的な方策を講じるとともに、NATOおよびEUの枠組における軍の協力、標準化、相互運用性の推進が不可欠であるとしている¹³。

連邦軍改革に関しては、11(同23)年4月、徴兵制の運用停止や、総兵力を現行の25万人から18万5千人へと削減する内容を含む連邦軍改革法が成立した¹⁴。同法に基づき、11(同23)年9月から10月にかけて、改革後の軍および国防省の機構の概要、主要装備の保有数、ならびに「駐屯地再編構想」(Die Stationierung der Bundeswehr in Deutschland)が発表されており、これらの軍改革の細部計画に関しては今後順次策定される予定となっている¹⁵。

10 ドイツは、東西統一時に50万人以上保有していた兵力を、10(平成22)年までに25万人体制へと削減した。また、94(同6)年7月に、連邦憲法裁判所が国連やNATOなど多国間枠組のもとで行われる国際任務への連邦軍派遣を合憲と判決して以降、バルカン半島やアフガニスタンにおける治安維持・復興支援活動、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処などの国際任務に積極的に参加している。

11 介入部隊は、最新の装備を有する即応部隊であり、NATO即応部隊やEUバトルグループの作戦など多国間で行われる高強度の作戦において、軍事的によく組織された敵に対応し、平和安定化作戦の実施基盤を整える。安定化部隊は、低・中強度の比較的長期間にわたる作戦において、軍事的にある程度組織された敵に対応し、平和安定化作戦を遂行する。支援部隊は、指揮組織や教育訓練組織の運営を行うなど、介入部隊と安定化部隊の作戦準備および作戦遂行をドイツ国内や作戦地域で支援する。なお、こうした機能別の部隊への再編はすでに行われているものの、その効果をめぐっては未だ議論があり、例えばグッテンベルグ前国防相の諮問機関である「機構検討委員会」が10(平成22)年10月に発表した連邦軍改革に関する報告書においては、機能別部隊への再編は軍の運用に関する「不必要な複雑さを招いた」として見直しを求めている。

12 具体的には、A-400M輸送機の導入計画が進められているほか、5機の合成開口レーダ搭載衛星SAR-LUPEを08(平成20)年7月までに打ち上げ完了している。

13 11(平成23)年のVPRは、「救難・退避作戦任務を除き、連邦軍の国外への派遣は、国連、NATO、EUの枠組で、他の同盟国・パートナー国との共同において実行する」としている。また徴兵制の停止によって生じる軍の人員モデルを改革する必要性にも言及している。

14 同法案に基づき、徴兵制は11(平成23)年7月1日をもって運用が停止され、代わって1万5,000人規模の新しい志願制が導入された。ただし、ドイツ基本法上の徴兵制に関する規定は、今後も存続することとされている。

15 現時点における主な決定事項としては、①陸海空全軍の規模を約22万人から最大18万5,000人に削減(うち職業軍人(予備役を含む)17万人、志願兵5,000人～1万5,000人)、②国防省職員数を3,400人から約2,000人に削減し、各部署における軍人と文官の融合などを推進、③394の駐屯地を264に削減などが挙げられる。

3 フランス

フランスは、冷戦終結以降、防衛政策における自立性の維持を重視しつつ、欧州の防衛体制および能力の強化を主導してきた。軍事力の整備については、人員の削減や基地の整理統合を進めながら、防護能力の強化などの運用所要に応えるとともに、情報機能の強化¹⁶と将来に備えた装備の近代化を進めている。

08(同20)年6月に発表した「国防白書」においては、①情勢の的確な認識・予測、②危機の予防、③核抑止¹⁷、④国民・国土の防護、⑤海外介入¹⁸を国家安全保障戦略の5本柱として、これらの機能を強化し、柔軟に組み合わせながら今後15年間の戦略環境の変化に対応していくとしている。

09(同21)年7月には、「国防白書」で示された国防・国家安全保障戦略を踏まえた防衛力整備に関する中期計画として、「2009年－2014年軍事計画法」が議会承認され、国防・国家安全保障会議および国家情報会議の創設¹⁹、装備関係予算の増大、軍人・文官合わせて5万4,000人の人員削減などを進めるとしている。

対外関係に関してはEUの安全保障面での強化とNATOとの関係刷新をきっかけ、軍事機構脱退以降の情勢変化、とりわけEUとNATOが補完関係にあることを踏まえ、09(同21)年4月、NATOの統合軍事機構へ復帰した。

16 フランスは「2009年－2014年軍事計画法」において、テロや組織犯罪対策、大量破壊兵器などの不拡散を扱う情報分野における人員増を計画しているほか、宇宙分野への重点投資を進めるとしており、20(平成32)年までの宇宙関連予算の倍増や、新型光学衛星の打ち上げを目指すとしている。また、09(同21)年2月には、欧州初となる早期警戒衛星の技術実証衛星「スピラル」の打ち上げに成功しており、10(同22)年7月には、統合参謀長隷下に統合宇宙司令部が創設されている。

17 08(平成20)年3月の弾道ミサイル搭載原子力潜水艦(SSBN)「ル・テリブル」の進水式で、サルコジ大統領(当時)は、核戦力について、核拡散などのリスクが存在する中で死活的利益を侵す国家からの攻撃に対してフランスを究極的に守るものであり、潜水艦発射型と航空機発射型の双方を維持することが不可欠であるとの見解を示した。同時に、航空機発射型核戦力の3分の1を削減することを決定したと発表し、これによりフランスの保有する核弾頭数は300以下となとした。

18 フランスは「国防白書」において、大西洋から地中海、アラブ・ペルシア湾、インド洋にいたる一帯を優先的地域と定め、そこに紛争予防および介入の能力を集中させるとしており、「2009年－2014年軍事計画法」では、国土から8,000km以内に陸軍3万人、戦闘機70機、1個の空母機動部隊を投入可能とする戦力整備目標を定めている。また、09(平成21)年5月には、国外への基地開設としては約50年ぶりとなる軍事基地をUAEに開設した。

19 国防・国家安全保障会議は、大統領が議長を務め、首相、外相、内相、国防相、経済担当相、予算担当相のほか、必要に応じてその他の閣僚が参加し、国防・国家安全保障事務総長による調整を受けて、軍事計画や核抑止、治安、テロ対策まで国家安全保障に関わるすべての問題を取り扱う。国防・国家安全保障会議のうち、情報分野に特化したものが国家情報会議であり、国家情報調整官による取りまとめのもと、各情報機関の情報を集約し、それぞれの戦略指針や優先事項を設定する。